

エコワークス会社紹介と実績

事業内容: 木造住宅・施設の建築

年間棟数 約80棟

社員数 90名

太陽光パネル搭載量平均値

8.3 (kW)

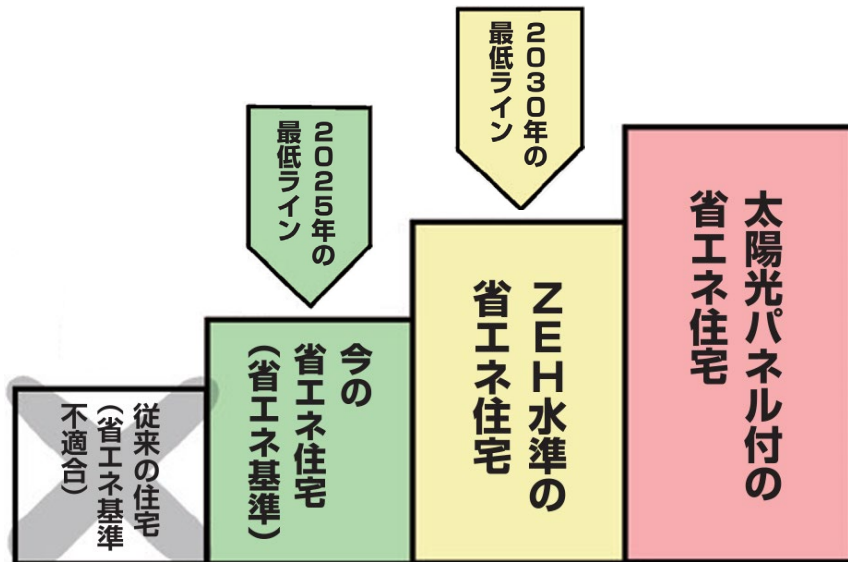
ZEH率

97 (%)

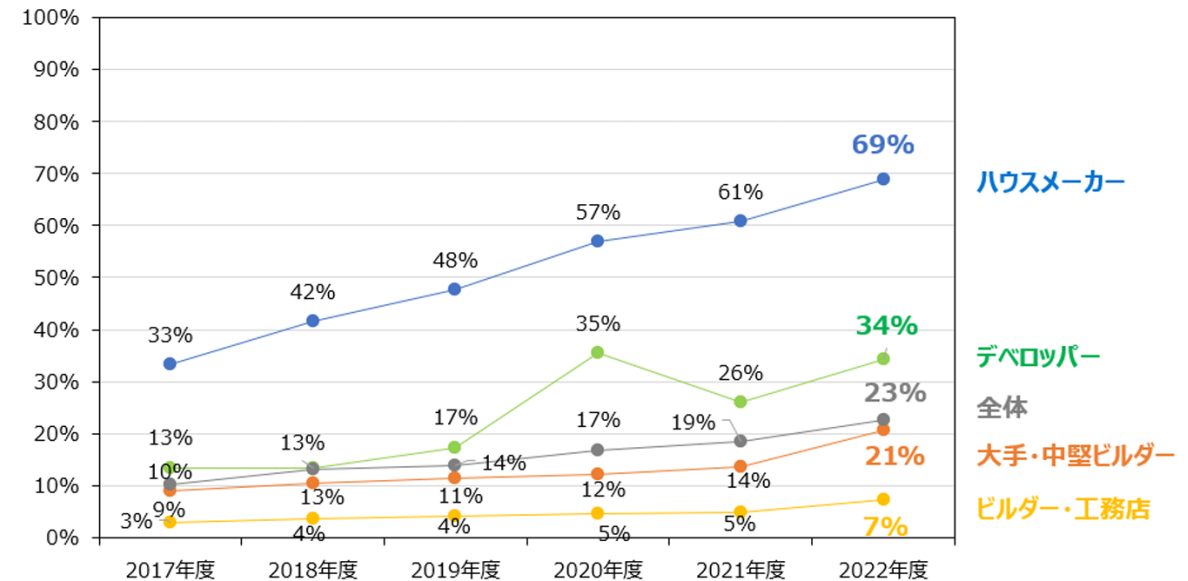
お客様に対して丁寧に太陽光発電の経済メリットを説明し、納得いただいた上で大容量を搭載する体制を確立



住宅業界における国の施策と現状



新築住宅全体 (注文戸建/建売戸建) におけるZEH化率



建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度スタート (R6)

<促進区域において認められる例>



表 1-2 促進区域内で適用される措置の一覧

改正建築物省エネ法の条番号	促進区域内で適用される措置
第 67 条の 3	市町村の努力義務（建築主等への支援）
第 67 条の 4	建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）
第 67 条の 5	建築物に設置することができる再エネ利用設備に係る 建築士の説明義務
第 67 条の 6	建築基準法の特例許可

横浜市が全国初の再生可能エネルギー利用促進区域制度条例化 (R6)

2-1 再エネ設備の設置の促進に関する計画

明日をひらく都市
 OPEN × PIONEER
 YOKOHAMA

横浜市では、全市的に再エネ設備の設置の促進を図るため、横浜市全域を対象として、建築物省エネ法第67条の2第1項の規定に基づく「**促進計画**」を定めます。



【促進計画で定めるもの】

- ① 促進区域の位置及び区域
- ② 再エネ利用設備の種類
- ③ 形態制限の緩和許可の特例適用要件
- ④ 啓発及び普及に関する事項

表 促進計画に定める事項

促進計画で定める事項	記載する事項
促進区域の位置及び区域	横浜市全域 とします。
再エネ設備の種類	太陽光発電設備及び太陽熱利用設備 とします。
形態制限の緩和許可の特例適用要件	太陽光発電設備又は太陽熱利用設備の設置を伴う新築・増築（ソーラーカーポート含む。） ※形態制限の緩和許可のイメージは、別ページで解説 ※なお、上記の特例適用要件のほか、 許可基準 を別途定めます。
建築主等への啓発及び知識の普及等の支援	円滑な制度履行のための建築士向けの講習会開催、再エネ設備の設置に関する市民相談窓口や支援制度の周知など